

平成12年（ネ）第514号

控 訴 人 社会保険診療報酬支払基金

被 控 訴 人 外 川 正

2001年10月9日

右被控訴人訴訟代理人

弁 護 士 佐 々 木 良 博

仙台高等裁判所第3民事部 御 中

準 備 書 面

第1 はじめに

被控訴人の主張は、既に2001年2月26日付答弁書並びに2000年8月11日付準備書面において、詳細に論じているところであり、本書面においては、歯周治療用装置について保険点数が認められる3要件に関し、控訴審において取り調べられた書証及び証人尋問の結果に基づいて若干の主張を付加するに留める。

第2 「治療計画書に基づき」との要件について

1 控訴人は、「治療計画書に基づき」とは、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味する旨主張し、証人宮武光吉並びに石井拓男もこれに沿う証言を行っている。

2 しかし、歯周治療用装置について保険点数が認められたのは、「歯周治療は治療計画に基づいて計画的に行っていくことが効果がある」との認識に基づくものであり（宮武光吉の証人調書2頁）、保険点数算定の要件として「治療計画書に基づき」との要件が定められたのは、歯周治療のために行われる歯周治療用装置の装着を治療計画に基づいて計画的に実施させるために他ならない。したがって、ここで重要なのは、治療計画が立てられ、この治療計画に基づいて歯周治療用装置が装着されることなのであって、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていることではない。算定告示及び25号通知が歯周治療用装置の算定要件として、「治療計画書に基づき」と定め、「治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていること」と定めていないのは、かかる趣旨に基づき「治療計画に基づいて歯周治療用装置が装着されることを必要とする」ことを要件としてうたったものというべきである。したがって、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものについては、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものといわなければならない。そして、本件においては、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものであることについては、2001年2月26日付答弁書並びに2000年8月11日付準備書面において主張しているとおりである。

3 仮に、控訴人が主張し、証人宮武光吉並びに石井拓男が証言しているように、「治療計画書に基づき」とは、治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味するものであったとしても、それはP1型が導入され歯周治療用装置に保険点数の算定が認められた当初のみのことであり、被控訴人に対し本件原点査定が行われたわかれた時点においてはかかる取り扱い・運用は行

われてはならず、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものについては、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものとして保険点数の算定が認められていたものである。

(1) P1型が導入され歯周治療用装置に保険点数の算定が認められたのは昭和60年3月であったが、導入後、P1型に対しては、治療に当たる医師から多くのそして激しい批判が寄せられることになった(甲21、22、27、28、29、30)。そして、当然ながらP1型の利用率は低く、導入から4ヶ月半経過した時点で0.1パーセントに満たず(甲21、24頁)、1年2ヶ月経過した昭和61年5月の時点でも2.9パーセントに過ぎなかった(甲28、46-846頁)。P1型に対する批判(換言すれば利用率の低い原因)は多数存在していたが、そのうちの 하나가治療計画書に関するものであった。即ち、治療計画書に対しては、「画一的にして、かつ非臨床的、非現実的な治療計画書が求められている」(甲27、35頁)、「治療計画書の記載が煩雑である」(甲22、28頁)、「カルテの記載以外に治療計画書を記載しなければならないことが、P1型の治療に取り組むときの壁になっている」(甲27、36頁)、「検査内容や治療計画の記録法が、通常のカルテ記載の範囲を超えて詳細に過ぎる」(甲27、31頁)等々の批判が寄せられた。

(2) そして、その結果、治療計画書の記載内容について、疑義解釈や運用の変更が行わざるを得なくなり、昭和62年頃からは、治療計画書の記載内容は「現実的かつ実用的に改善され」、「カルテに、治療計画のアウトラインを記すだけで十分で」あり「書という煩雑なものでなく、各部位ごとの処置内容、そのだいたいのスケジュールをドクター自身が分かるように書けばそれでよいという解釈がなされるに至り(甲27、36頁、37頁)、平成2年頃からは「治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等が記載されているものをいう[昭和60.2.18保険発11]…とあるが、その後の疑義解釈により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでもよいことになった」のである(甲11、17頁。なお、甲11の「保険医のための最新歯周囲治療システム」は、本件訴訟において控訴人側証人として証言を行った日本歯科大学教授鴨井久一も編集委員として作成・編集に関わっているものである)。したがって、平成2年頃からは、治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が行われていたものである。

(3) 以上述べたように、治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が行われ、その結果、治療計画書の記載内容は大幅に簡略化され、治療計画書の様式も極めて簡略化された様式が採用されることになった。岩手県において歯科医師が使用していた治療計画書の書式は、被控訴人が使用していた岩手県保険医協会作成の書式(なお、この書式を採用するに当たり、被控訴人基

金の指導医療官であった菊池万之助医師の校正を受けていることについては、2000年8月11日付原告準備書面33頁において述べているとおりである)と岩手県医師会の作成した甲12の書式であり、いずれも主たる処置を記号等で簡潔に記載するのみで、予定されている処置内容を具体的詳細に記載する様式とはなっていない。

(4) 以上述べたとおり、治療計画書には個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないとの運用が行われ、その結果、治療計画書の記載内容は大幅に簡略化され、主たる処置を記号等で簡潔に記載するのみで、予定されている処置内容を具体的詳細に記載する様式とはされていなかったものであり、このことは、治療計画書に歯周治療用装置の装着が明記されていなくとも、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が予定されていると理解できるものについては、「治療計画書に基づき」との要件を満たすものとして保険点数の算定を認める運用が行われていたことを示すものである。

そして、2000年8月11日付原告準備書面34頁以下において指摘した甲14及び甲11の症例並びに治療計画書の記載例は、上記運用が行われていたことを示すものであり、また被控訴人自身本件で減点査定を受けるまで、治療計画書の基づくものとして歯周治療用装置の保険点数が算定されていたことも、上記運用が行われていた事実を示すものである。

そして、この点については、控訴人自らも「歯科診療において治療計画書の記載事項や形式が簡略化されていたこともあって、実務上の取り扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存在したことは否定し得ないようである」と述べて(控訴理由書13頁、14頁)、治療計画書の記載事項や形式が簡略化されていた事実及び治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても『治療計画書に基づき』との要件該当性を認める運用が存在していた事実を認めているところである。

更に言えば、2000年8月11日付原告準備書面2頁以下において詳述しているように、被控訴人は、本件減点査定に当たり「過剰ないし不適當・不必要な手術・処置」ないしは「歯冠修復にかかる一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれる」ことを減点査定の理由とし、「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないことを理由とはしていなかったものであり(被控訴人が「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないことを理由として主張し始めたのは、本件訴訟において被控訴人が3つの要件を主張した後のことである)、かかる事実も、控訴人において、本件減点査定の理由として「治療計画書に基づく」との要件を満たしていないとは全く考えてはいなかった事実、すなわち被控訴人の治療計画書は「治療計画書に基づく」との要件を満たしているものと判断していた事実を示すものといえることができる。

(5) なお、証人宮武光吉は、P1型が普及しなかった事実並びにP1型対して多くの批判があった事実を否定するかのとき証言を行っているが、かかる証言が

事実に反するものであることは甲21、22、27、28から明らかである。また、証人宮武光吉は、平成8年に至ってP1型が廃止されなければならなかった理由についてあたかもP1型が普及してきたからであるかのごとき証言を行っているが、この証言もまた事実に反するものであることは、甲29、30から明らかである。

第3 「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間におこなわれること」との要件について

1 この要件に関し、医療保険規則上、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と解されるべきことについては、2000年8月11日付原告準備書面13頁以下において、詳述したとおりである。

すなわち、医療保険規則では、「欠損補綴」を行うに際して「補綴時診断料が算定されることになっており（甲18）、この補綴時診断料について「25号通知」は「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、『着手時点において』1回限り算定できる」と定め（甲18）、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定する取り扱いとなっている。そして、補綴物の印象採得が行われた場合の補綴時診断料の算定については「最初の（補綴物の）印象採得時に補綴時診断料を算定して差し支えない」とされている（甲19、159頁）。このように、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定するものとされ、補綴物の印象採得が行われた場合の補綴時診断料の算定は最初の（補綴物の）印象採得時に算定することとされているのであり、このことは、補綴物の印象採得が行われた場合、診療報酬算定規則の上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされていることを意味する。そうであるからこそ、「（補綴物の）印象採得の時点」で補綴時診断料の算定が認められているわけである。以上述べたように、補綴物の印象採得が行われた場合、診療報酬算定規則上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされている以上、歯周治療用装置の算定要件とされている「欠損補綴を行うまでの間」（換言すると、「欠損補綴に着手されるまでの間」）とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきである。したがって、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」に装着された被覆冠は、「欠損補綴を行うまでの間」に装着された歯周治療用装置と認められるべきである。

そして、以上の点については、証人宮武光吉も全面的にこれを認めているところである（同人の証人調書25頁ないし27頁）。

2 以上のとおり、「最終的な治療としての欠損補綴を行うまでの間」とは、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと解される以上、「最終的な治療としての歯冠修復を行うまでの間」とは、メタルコアの印象採得時ではなく、「最終的な治療としての歯冠修復物の印象採得に着手するまでの間」を意味するものというべきである。

なお、控訴人は、メタルコアの印象採得後に装着された被覆冠は「最終的な治療としての歯冠修復を行うまでの間」との要件を満たさず暫間被覆冠であって歯周

治療用装置ではない旨主張し、メタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復の着手時点」であるかのごとき主張を行っている。

しかし、疑義解釈によれば「治療計画書を作成して（すなわち、P1型において）歯槽膿漏症の治療（歯周治療）中、必要に応じてメタルコアの装着を歯周治療と平行して行って差し支えない」ものとされているのであって（甲25）、メタルコアの印象採得や装着後においても、歯周治療を継続して行うことが認められている。すなわち、上記疑義解釈によると、メタルコアの印象採得ないし装着後において歯周治療である歯周治療用装置の装着を行うことが認められているのであり、そうである以上、医療保険規則上は、メタルコアの印象採得ないし装着をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点とは認めていないことは明らかであると言わなければならない。

3 以上述べたように、医療保険規則上、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」の意味に理解されるべきであり、メタルコアの印象採得をもって「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の着手時点」とみるべきではない。

そして、2000年8月11日付原告準備書面15頁以下において述べた甲14の事例は、かかる理解に基づいて治療並びに保険の請求が行われていることを示すものというべきである。

4 以上のように、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」の意味に理解されるべきであり、本件各歯周治療用装置が「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点」以前において装着されていることについては、2000年8月11日付原告準備書面16頁以下において述べているとおりである。

第4 「残存歯の保護と咬合の回復のために行われること」との要件について

控訴人は、本件においては「残存歯の保護と咬合の回復のために行われること」との要件を満たしていない旨鏗々主張する。

しかし、歯周治療用装置であれ、暫間被覆冠であれ、「残存歯の保護と咬合の回復」という目的・機能を有していることについては、証人石井拓男もこれを認めているところであり（同人の証人調書11頁、12頁）、控訴人の主張が失当であること明らかである。